

練馬区配偶者暴力防止 および被害者支援基本計画

平成 21 年度（2009 年度）～
平成 23 年度（2011 年度）

平成 21 年 3 月

練 馬 区

はじめに

日常生活の中で相手を力づくで自分の意に従わせようとするのは、他人との間においてはもとより、夫婦の間でもあってはならないことです。まして、暴力を加えることは決して許されることではありません。

しかしながら、配偶者暴力に関する相談件数は、全国的に増加を続け、平成19年度には6万件を超えています。私たちの練馬区でも、配偶者暴力に関する相談件数は、毎年1千件を上回っている状況です。

配偶者暴力は、日々の生活の中で、他人が立ち入りにくい家庭内で起こるため、発見が遅れ、事態が悪化する場合もあるため、早期発見と早期対応が重要であるとともに、何よりも配偶者暴力をなくすことが大切です。

区ではこれまで、他の自治体に先駆けて被害にあった女性の保護と救済に努めてまいりました。一方、平成20年1月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正施行され、区市町村においても基本計画を策定するように努めなければならないとされました。

このような経過から区では、被害者の実態に即した実効性のある計画を策定し、配偶者暴力防止対策に努めることとしました。

基本計画の検討に当たっては、区の組織だけでなく、練馬区医師会および練馬区法律相談クラブから医師、弁護士にご参加いただくとともに、練馬区内の三警察署や民間団体にもご参加いただき、ご意見をいただきました。

また、計画案の段階では、区民意見反映制度に基づき、区民のみなさまからご意見を募集するとともに、練馬区男女共同参画推進懇談会からご意見をいただき、可能な限り計画に反映させるようにいたしました。

この基本計画が、区における配偶者暴力の未然防止をはじめ、被害者の保護から自立に至るまでの継続的・総合的な支援施策を推進するための指針となることを期待するものです。

今後は、東京都をはじめとする関係機関および民間団体等と連携し、区民のみなさまのご理解とご協力をいただきながら、区における配偶者暴力の防止および被害者支援に関する施策を推進し、一人ひとりが尊重される社会の実現を目指してまいります。

平成21年3月

練馬区長 志村 豊志郎

目 次

計画策定にあたって	1
1 計画の策定趣旨	
2 計画の性格	
3 計画期間	
配偶者暴力をめぐる現状	4
1 配偶者暴力の現状	
2 区における実態調査	
3 各機関・団体の取組み状況	
目標の設定と施策の体系	2 1
具体的施策	2 4
基本目標 1 暴力を未然防止するための啓発の推進	2 4
施策目標 (1) 広報と啓発活動の推進	
施策目標 (2) 学校での人権教育の推進	
基本目標 2 安心して相談できる体制づくり	2 6
施策目標 (1) 職務関係者等からの通報による早期発見	
施策目標 (2) 被害者の立場に立った相談体制の整備	
基本目標 3 安全確保のための体制整備	3 1
施策目標 (1) 被害者の安全確保のための取組強化	
施策目標 (2) 被害者情報の適正な取扱い	
基本目標 4 自立のための支援体制の整備	3 3
施策目標 (1) 自立に向けた継続的な支援	
施策目標 (2) 子どもへの支援体制の充実	
基本目標 5 人材の育成と適切な苦情対応	3 6
施策目標 (1) 人材の育成の推進	
施策目標 (2) 適切な苦情対応	
基本目標 6 関係機関との連携強化および施策の推進	3 8
施策目標 (1) 関係機関との連携強化	
施策目標 (2) 区の体制整備と施策の推進	
施策所管課一覧	4 1
【参考資料】	4 7
1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	4 8
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に 関する基本的な方針 (概要)	5 9
3 練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議設置要綱	6 6
4 練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画策定の経過	7 1

計画策定にあたって

1 計画の策定趣旨

(1) 配偶者暴力について

配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者暴力は「配偶者」間という親密な間柄において行われ、家庭という人目に触れにくい場所で起こり、潜在化しやすく、発見が困難です。

配偶者暴力による被害者（以下「被害者」といいます。）の多くは女性です。配偶者暴力は、決して許されない行為であり、個人としての尊厳を傷つけるだけではなく、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。暴力が子どもに及ぶことも多く、子どもに対する影響も深刻な状況となっています。

また、配偶者暴力を背景とする殺人事件が発生するなど、健全な地域社会の維持発展を阻害するものです。このような暴力を根絶するために、あらゆる対策に力を尽くす必要があります。

(2) 区の取組み

区では、この問題に対して、他の自治体に先駆けて、平成4年度から暴力被害にあった女性の保護と救済を図り、自立支援に努めています。

平成12年度からは、被害者の自立支援や社会復帰および被害の潜在化防止のため、練馬女性センターにおいて「女性および母子への暴力に対する専門相談」を開始しました。

被害者を支援するためには、様々な支援機関が連携することが重要です。平成13年度から被害者の相談を担当する庁内関係各課や警察等による練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議を設置し、関係機関の連携を図っています。

また、第2次練馬区男女共同参画計画において、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」として、庁内関係各課が連携し配偶者暴力防止のための意識啓発や被害者からの相談、支援に取り組んでいます。支援にあたっては、被害者の状況と意思に応じた支援の重要性を認識し、適切な支援に努めています。

(3) 計画の策定目的

平成20年1月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下配偶者暴力防止法といいます。）が改正施行され、被害者の保護の一層の充実等が図られるとともに、国の基本的な方針に即し、都道府県の基本計画を勘案して、市区町村が基本計画を策定するよう努めなければならないとされました。

こうした流れを受け、区は、区の実情を踏まえ被害者の実態に即した実効性のある計画を策定することとしました。計画では、暴力の未然防止をはじめとして、被害者の安全を確保し、本人の意思を尊重した保護から自立に至る包括的かつ継続的な支援のための総合的な施策を示しています。区は、今後これらの施策を東京都、他区市町

村、関係機関、民間団体との連携のもと着実に展開し、暴力のない社会の実現を目指します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づき、国の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針に即し、東京都配偶者暴力対策基本計画を勘案するとともに第2次練馬区男女共同参画計画を踏まえ、区における配偶者暴力対策の施策を体系的に示すものです。
- (2) 計画の策定にあたり、練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議(注)で検討を進めるとともに、練馬区男女共同参画推進懇談会の意見や区民意見反映制度による区民からのご意見を反映させました。
- (3) 今後、この計画に基づいて区の関連部署が、区内の関係機関および東京都と連携・協力し、施策を推進していきます。
- (4) 区は、区民および民間団体の理解と協力を得ながらこの計画に基づく施策を実施していきます。

(注) 関係機関連絡会議は、練馬区の区民生活事業本部関係部署、健康福祉事業本部関係部署、教育委員会関係部署をはじめ、警察、練馬区医師会、練馬区内弁護士団体および民間団体等で構成されています。

3 計画の期間

- (1) この計画の期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。
- (2) この計画は、平成23年度に見直しを行います。

(注) 本計画で使用している主な用語について

【配偶者】

配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の場合や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。

なお、暴力の未然防止のための取組みや意識啓発など、法律の根拠を必要としない様々な施策については、配偶者以外の恋人など親密な間柄にあるパートナーも含め、対応を進めていきます。

【配偶者暴力】

「なぐる」、「ける」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」、「無視する」、「わざと相手が大切にしているものを壊す」、「生活費を渡さない」などの精神的暴力や、「性的行為を強要する」、「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。

【ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)】

「DV」と略されることが多く、「配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった人からふるわれる暴力」という意味で使われます。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内の暴力」となり、親やその他の親族が子どもに対してふるう暴力など、高齢者や子どもなどに家庭内でふるわれる暴力を含めて使用される場合もあります。このため、本計画では基本的に「DV」という言葉は使用していません。

【配偶者暴力相談支援センター】

配偶者暴力防止法により、配偶者暴力の被害者を保護するため、相談・一時保護や自立生活促進のための就労・住宅等に関する情報提供等の支援を行う機関。東京都では、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが配偶者暴力相談支援センター機能を担っています。

【一時保護】

暴力から逃れ、家を出た被害者や子どもたちの安全を確保するため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に被害者本人の申請に基づく緊急の避難場所として、一時保護所があります。

配偶者暴力をめぐる現状

1 配偶者暴力の現状

(1) 全国の状況

全国では配偶者暴力に関する相談件数は年々増加しており、平成19年度の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、前年比6%増の62,078件(女性61,636件、男性442件)でした。また、平成18年度の婦人相談所における一時保護件数6,359件のうち、夫等の暴力を理由とする件数は、4,565件(71.8%)でした。

(2) 警察の状況

ア 警察における配偶者暴力に関する対応件数は、前年比15.1%増の20,992件(女性20,704件、男性288件)であり、平成14年以降から年間統計を取り始めて初めて2万件を超えた状況です。

イ 警察庁は、平成11年(1999年)12月「女性・子どもを守る施策実施要綱」をまとめ、配偶者暴力行為やストーカー(つきまとい)行為について「刑事法令に抵触する事案については被害女性の意思を踏まえ、(加害者の)検挙その他の適切な措置を講じる。」「刑事法令に抵触しない場合でも、必要な場合は相手方に指導警告する。」などの積極的な取組みを打ち出しています。

配偶者暴力事案の対応状況

(単位 件)

平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
12,568	14,410	16,888	18,236	20,992

警察がとった措置(19年中)

措 置 の 内 容	件数
他法令による検挙	1,581
ストーカー規制法に基づく警告	16
加害者への指導警告	4,085
警戒活動	1,368
被害者への防犯指導・防犯器具の貸出し	14,315
住所居所を知られないようにするための措置	3,954
住民基本台帳事務における支援	(2,898)
搜索願への対応	(825)
と 両方	(231)
関係機関への連絡	3,407

(注) 措置の主な内容を抽出し、掲載した。(複数計上)

(3) 東京都における状況

東京都配偶者暴力相談支援センターの状況

相談件数

(単位 件)

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
9,127	9,511	9,766	8,812	8,606

一時保護件数

(単位 件)

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
614	609	608	643	542

区市町村の状況

表1 都内区市町村の相談件数計

(単位 件)

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
11,164	13,134	13,666	14,433	16,061

(うち、練馬区の件数)

1,253	1,180	1,126	1,128	1,122
グループ (514)	(321)	(385)	(402)	(332)

(注)

- 1 相談件数は、東京都「配偶者暴力対策に関する区市町村事業調査」による
- 2 練馬区の件数は、区市町村計の内数で区立施設（総合福祉事務所、練馬女性センター、保健相談所、子ども家庭支援センター（平成 17 年度開設））の各窓口で扱った「配偶者からの暴力」の相談件数の合計
- 3 ()内の件数は、練馬区件数の内数で練馬女性センターの実施しているグループワークによる相談件数

2 区における実態調査

区では、これまで配偶者暴力の実態について、区立施設（総合福祉事務所、練馬女性センター、保健相談所、子ども家庭支援センター）における状況について調査をしてきました。（表1）

本計画策定にあたり、区内警察署および保護施設の協力を得て区立施設を含めた区内関係機関における配偶者等（恋人など親密な間柄にある交際相手を含む）暴力被害者の実態を新たに調査することとしました。

調査方法は、区立施設（総合福祉事務所、保健相談所、練馬女性センター）および警察署、保護施設で受け付けた相談状況等を既定の調査票に沿って各施設が集計しました。

なお、調査票の集計数値は、各施設からの回答を合計したものであり、同一人が異なる施設に相談をしている場合には、重複して集計されています。

(1) 配偶者暴力被害者支援等に関する調査（平成19年度の状況）

相談件数

関係機関17施設（総合福祉事務所、保健相談所、練馬女性センター、警察署、保護施設）のうち15施設の各窓口で扱った配偶者等からの暴力に関する相談件数は、延べ1,386件となっています。

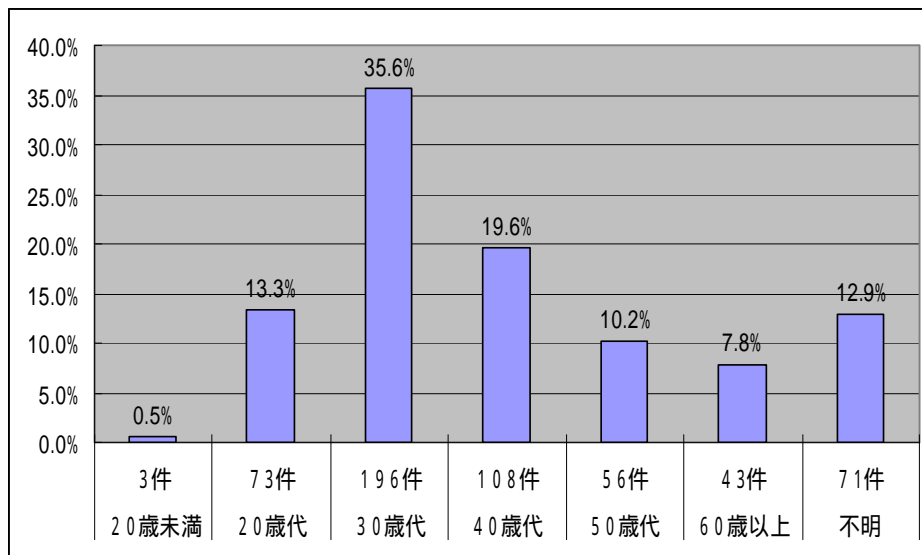
そのうち、一時保護や施設等への入所が72件ありました。

相談者の状況および被害者の年代

平成19年度の相談者数は550件で、新規の相談者が365件（66.4%）、継続相談者が128件（23.3%）となっています。また、相談者は被害者本人からが479件（87.1%）と圧倒的に多くなっていますが、加害者本人からの相談も8件ありました。

被害者の年代は、「30歳代」が最も多く、196件（35.6%）であり、次いで「40歳代」が108件（19.6%）、「20歳代」が73件（13.3%）でした。（図1）

図1 被害者の年代＜平成19年度＞



(2) 電話相談の状況

平成20年6月10日～8月31日までに、上記(1)記載の関係機関のうち12施設が受け付けた被害者本人からの電話相談内容等を集計したものです。相談は匿名で受け付けしているため、件数はすべて延べ件数です。

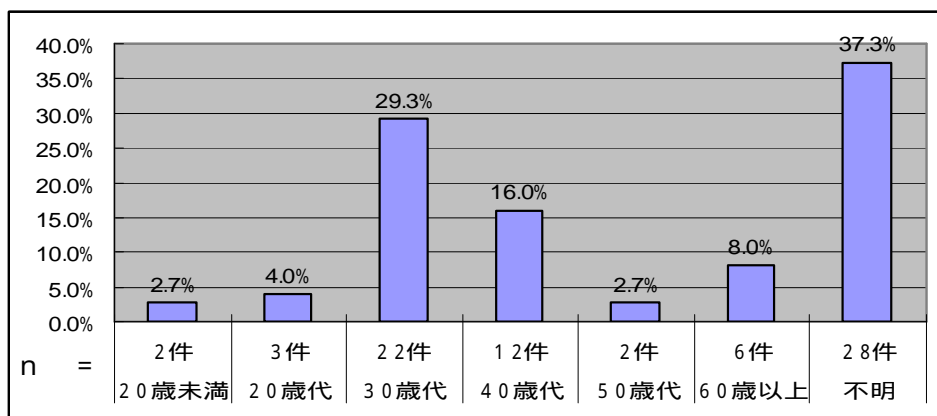
相談件数

相談件数は、「6月～8月までの合計件数」で延べ75件でした。

相談(被害)者の年代

相談(被害)者の年代は、「30歳代」が最も多く22件（29.3%）、次いで「40歳代」12件（16.0%）となっています。（図2）

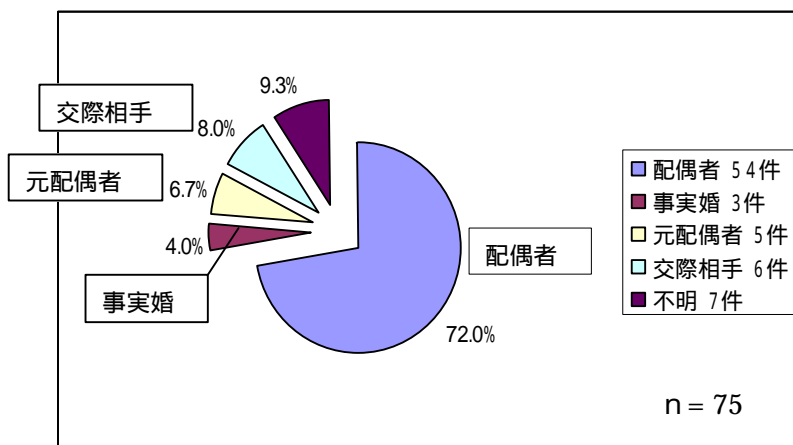
図2 相談（被害）者の年代＜電話相談＞



被害者と加害者の関係

暴力の加害者は、「配偶者」が54件（72.0%）で最も多く、「事実婚」や「元配偶者」を含めると62件（82.7%）と大多数を占めます。しかし、配偶者暴力防止法の対象とならない「交際相手」からも6件（8%）が暴力を受けています。（図3）

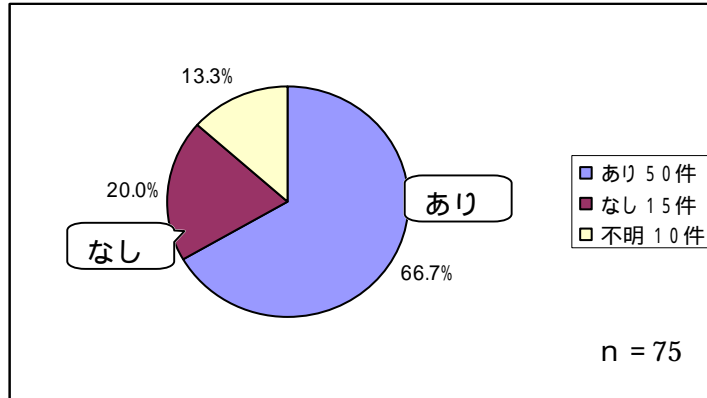
図3 被害者と加害者の関係＜電話相談＞



子どもの有無

「子どもがいる」相談者は50件(66.7%)で、相談者の2/3を占めています。一方、「なし」は15件(20%)でした。(図4)

図4 子どもの有無<電話相談>

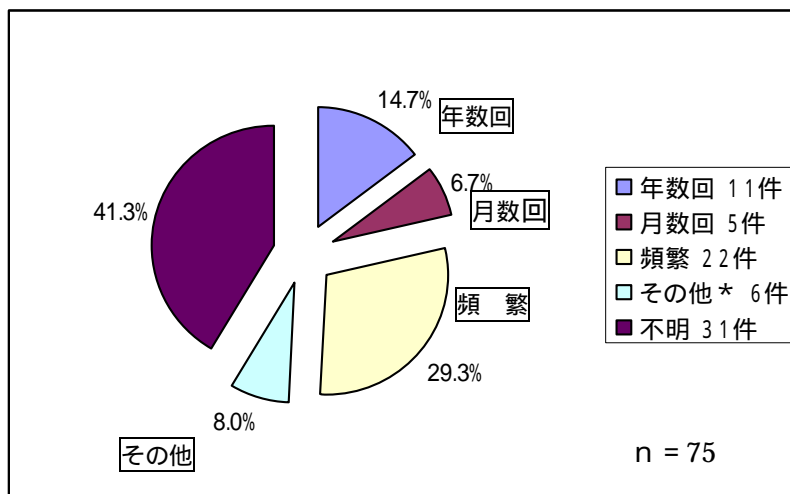


暴力の頻度

暴力の頻度は、「頻繁」が最も多く22件(29.3%)となっています。次いで、「年数回」11件(14.7%)と続いています。「その他」6件(8%)の内容は、「酒を飲んだとき、口ごたえしたとき」等でした。(図5)

被害の期間は、「5年未満」が最も多く19件(25.3%)で、「10年未満」11件(14.7%)と続いています。が、「10年以上」の長期間にわたる被害も6件(8%)となっています。

図5 暴力の頻度<電話相談>



(3) 面接相談の状況

平成20年6月10日～8月31日までにP6(1)記載の関係機関のうち14施設が受け付けた被害者本人からの面接相談内容等を、本人の了解を得たうえで集計したものです。

相談者数

相談者数は、「6月～8月までの合計」で115件でした。

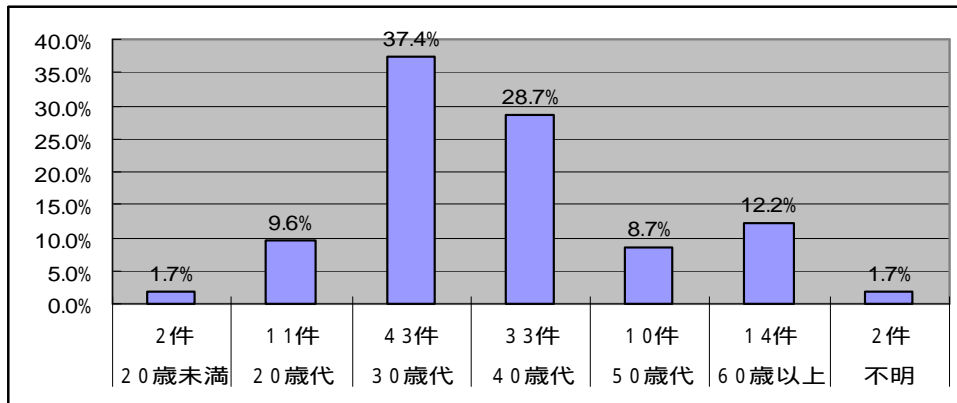
相談者の国籍は、「日本」が104件で大多数を占めていますが、「他の国籍」の相談者も4カ国で11件ありました。

相談(被害)者の年代

相談者の年代は、「30歳代」が最も多く43件(37.4%)、次いで「40歳代」33件(28.7%)と続いています。また、「60歳以上」も14件(12.2%)となっています。

(図6)

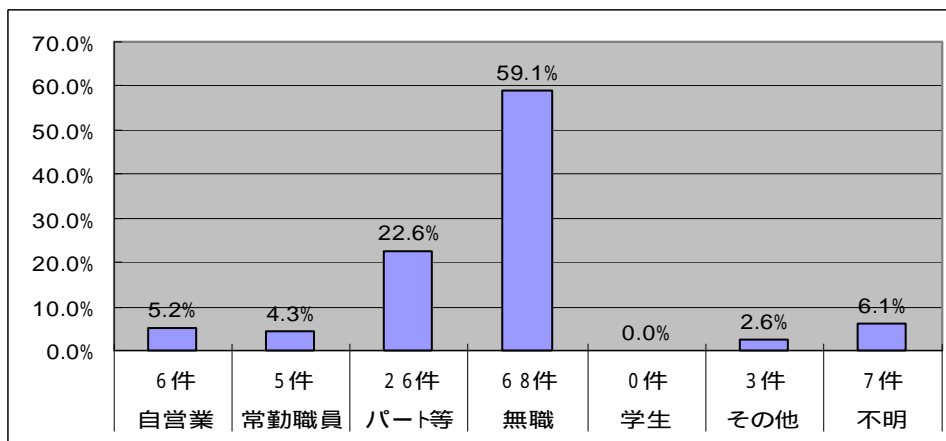
図6 相談(被害)者の年代<面接相談>



相談(被害)者の職業

相談者の職業は、「無職」が最も多く68件(59.1%)でした。次いで、「パート」の26件(22.6%)が続き、「常勤職員」は5件(4.3%)と少数です。(図7)

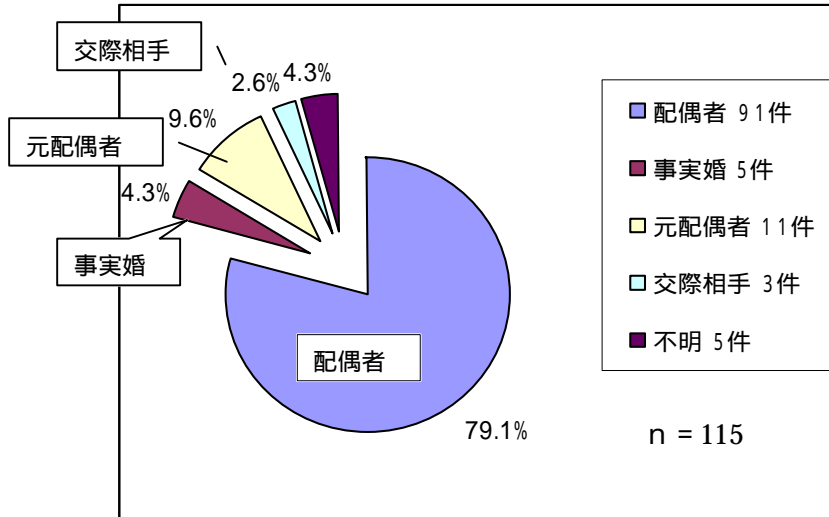
図7 被害者の職業<面接相談>



被害者と加害者の関係

暴力の加害者は、「配偶者」が91件（79.1%）で最も多く、「事実婚」や「元配偶者」を含めると107件（93.0%）と大多数を占めています。（図8）

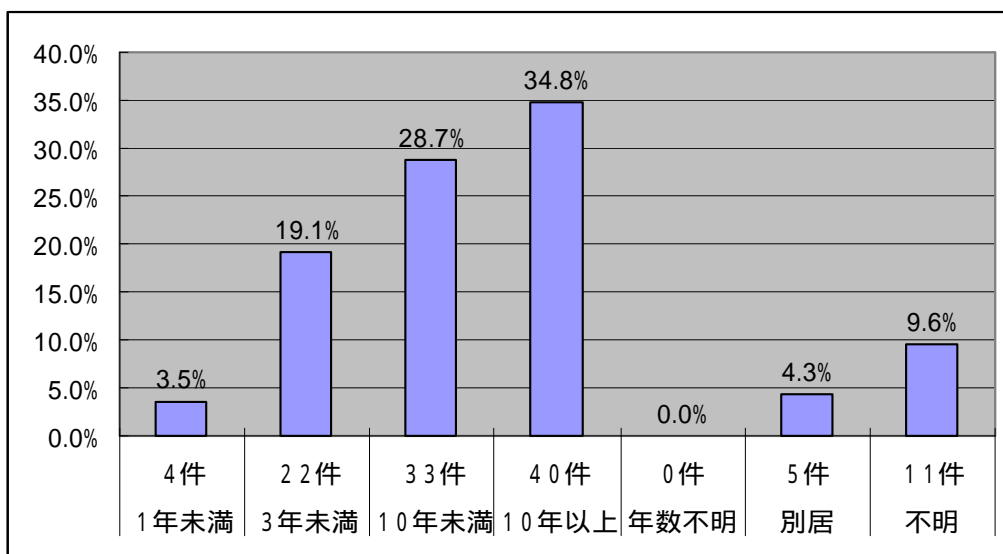
図8 被害者と加害者の関係＜面接相談＞



同居の状況

同居の状況は、「10年以上」が最も多く40件（34.8%）であり、「3年～10年未満」も33件（28.7%）となっています。逆に「3年未満」は26件（22.6%）であり、被害者と加害者が比較的長い年月同居していることがわかります。（図9）

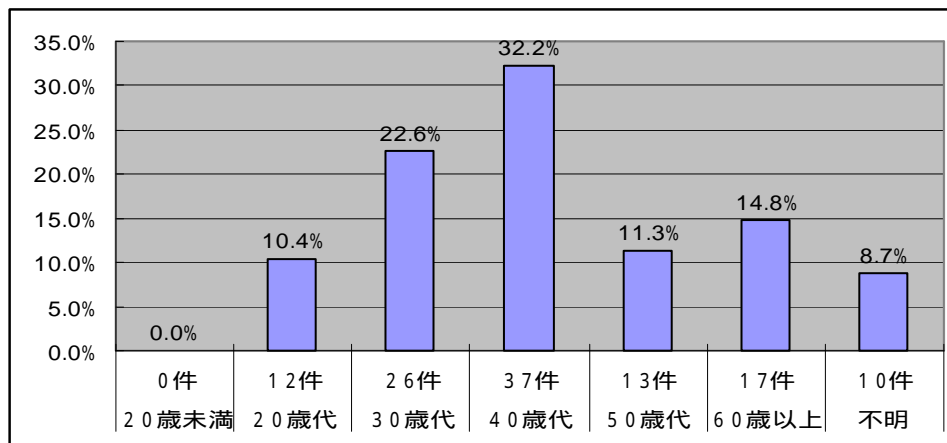
図9 被害者と加害者の同居状況＜面接相談＞



加害者の年齢

加害者の年齢は、「40歳代」が最も多く37件（32.2%）で、次いで「30歳代」26件（22.6%）と続いています。また、「60歳以上」も17件（14.8%）と3番目に多い年代となっています。（図10）

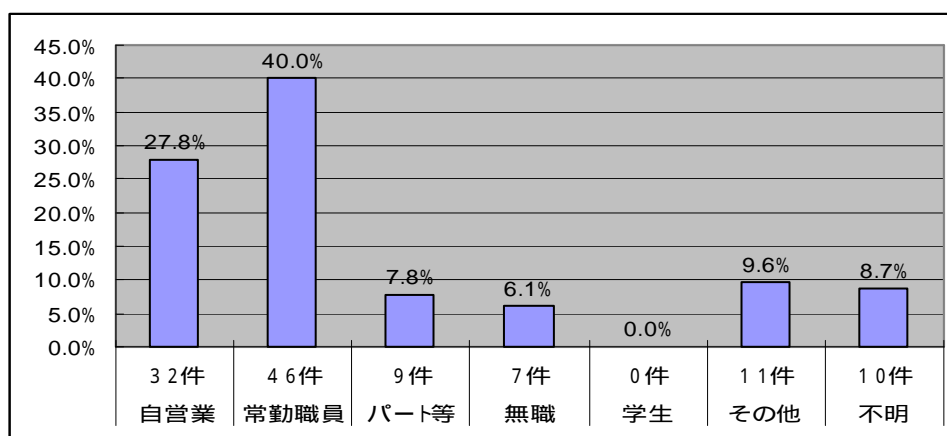
図10 加害者の年齢<面接相談>



加害者の職業（暴力をふるっていた時期）

加害者の職業は、「常勤職員」が最も多く46件（40%）であり、次いで「自営業」32件（27.8%）となっています。（図11）

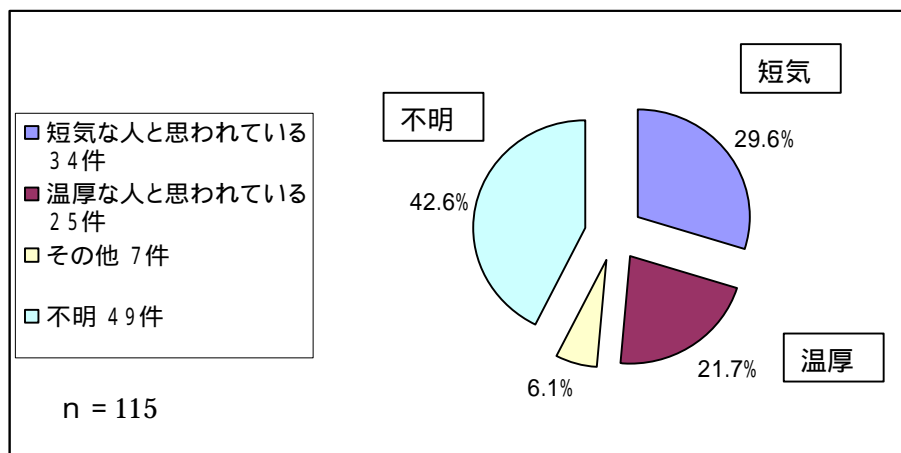
図11 加害者の職業<面接相談>



加害者の周りからの評価

加害者の評判について、被害者に聞いたところ「短気な人と思われる」が34件で29.6%でした。一方で「温厚な人と思われる」も25件（21.7%）あり、相反する評価となっています。その他では、「封建的、威圧的、まじめ、しつこい、理論的で口が達者」等とあります。（図12）

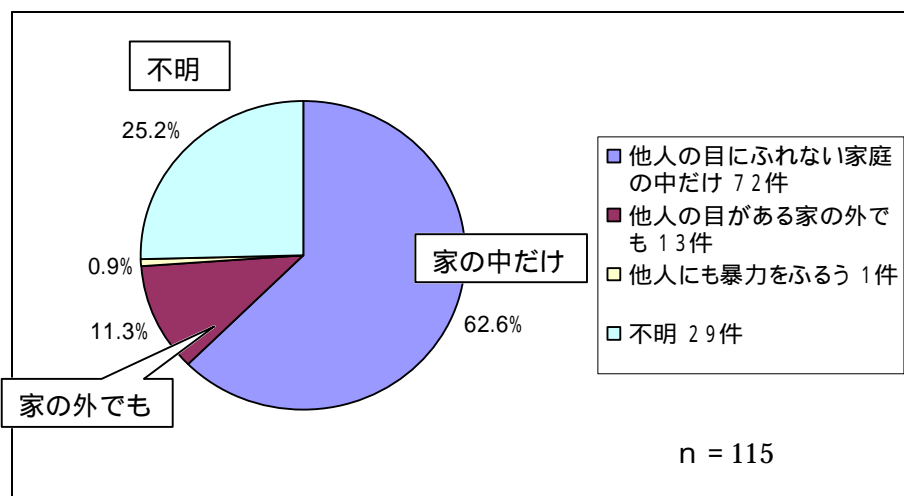
図 12 加害者の周りからの評価<面接相談>



加害者から暴力を受けた場所

加害者の暴力は、「他人の目にふれない家庭の中だけ」が最も多く、72件(62.6%)となっています。一方、「他人の目がある家の外でも」13件(11.3%)が暴力をふるっています。(図13)

図 13 暴力を受けた場所<面接相談>



暴力の種類・内容

暴力の種類は、「精神的暴力」が最も多く、相談者115件のうち86件(74.8%)となっています。次いで「身体的暴力」が71件(61.7%)であり、「経済的暴力」43件(37.4%)、「性的暴力」18件(15.7%)と続きます。これらの暴力は複合的に受けているため、回答は複数回答となっています。

具体的な暴力の内容は、身体的暴力では、「殴る」54件、「ける」37件、「物を投げつける」が21件でした。また、その他の内容は、「平手で殴る、頭を小突く、突き飛ばす、水をかける、壁に押し付ける」というものです。

次に、精神的暴力では、「暴言・罵倒」が74件、「脅す」29件、「行動監視・制限」20件と続きます。経済的暴力では、「生活費をわたさない」が32件と多数を占めています。性的暴力では、「性行為の強要」が14件となっています。

(表2)

表2 暴力の具体的な内容(複数回答) <面接相談>

身体的暴力	なぐる	54件	首を絞める	12件
	ける	37件	胸ぐらをつかむ	9件
	物を投げつける	21件	投げ飛ばす	4件
	髪をひっぱる	9件	その他	6件
精神的暴力	暴言・罵倒	74件	疑いをかける	9件
	脅す	29件	家から閉め出す	7件
	行動監視・制限	20件	人前で侮辱	4件
経済的	生活費をわたさない	32件	その他	1件
性的	性行為の強要	14件		

被害状況

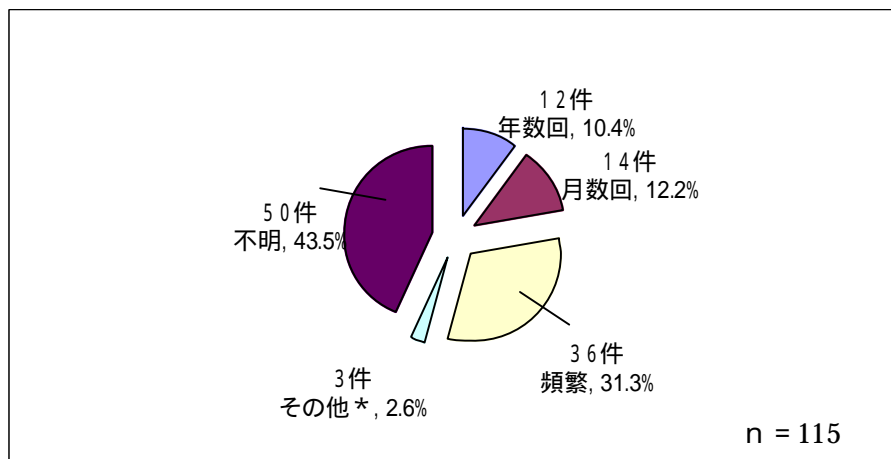
被害の状況では、身体的暴力を受けた結果、「顔がはれる・あざができる」14件、「全身打撲」が11件、「骨折」5件と続きます。その他の内容として、胎盤剥離、首と腰の骨がずれるなどの被害もありました。精神的暴力では、「自己否定」が30件、「不眠」23件、「ノイローゼ・脅え」15件と続きます。

暴力の程度は、「治療が必要」が最も多く25件であり、次いで「あざ、打撲、精神的ダメージなど」10件が続きます。また、命が危険も6件あり、緊迫した状況となっています。

暴力の頻度

暴力の頻度は、「頻繁」が最も多く36件(31.3%)でした。次いで、「月数回」14件(12.2%)、「年数回」12件(10.4%)と続いています。その他3件(2.6%)の内容は、「酒を飲んだとき」となっています。(図14)

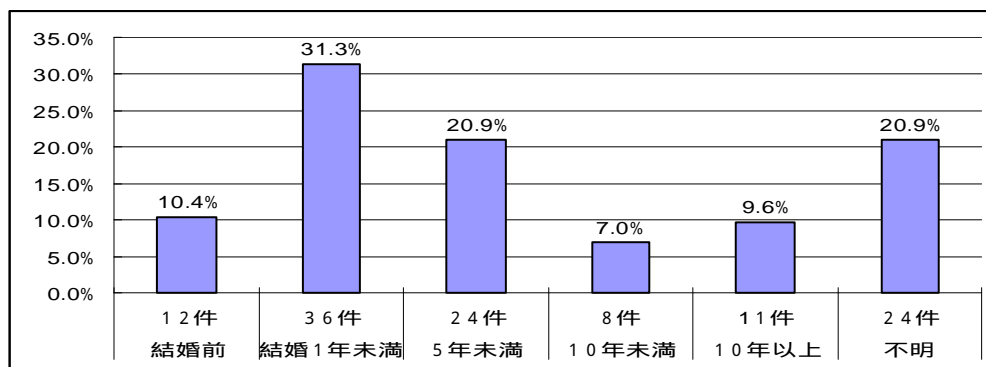
図 14 暴力の頻度<面接相談>



最初の暴力の時期

最初の暴力の時期は、「結婚1年未満」が最も多く36件(31.3%)でした。次に「1年から5年未満」で24件(20.9%)と続き、「結婚前」からも12件(10.4%)となっています。比較的早い時期から暴力を受けている一方で、結婚10年以上も11件(9.6%)という状況でした。(図15)

図 15 最初の暴力<面接相談>



被害期間

被害の期間は、「1年から5年未満」が最も多く、38件(33.0%)となっています。「1年未満」をあわせると53件(46.1%)であり、長期化しないよう早期の解決が望まれます。一方、「10年以上」の長期間にわたる被害も25件(21.7%)でした。(表3)

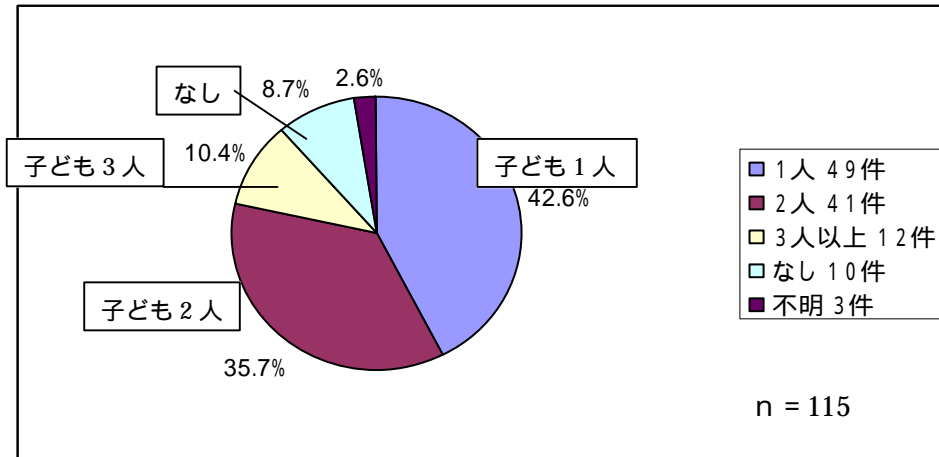
表 3 被害期間<面接相談>

1年未満	5年未満	10年未満	10年以上	不明	合計
15件	38件	19件	25件	18件	115件
13.0%	33.0%	16.5%	21.7%	15.7%	100.0%

子どもの状況

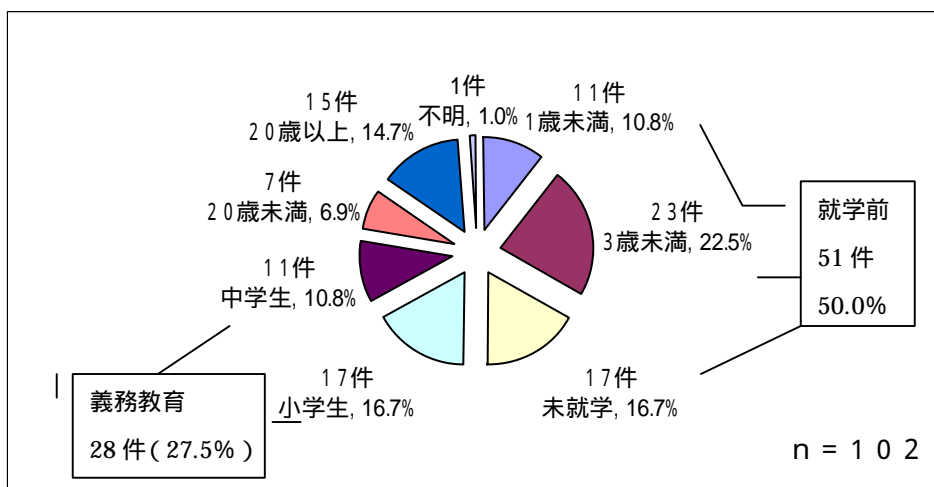
「子どもがいる」相談者は、102件(1人から3人以上の合計件数)で相談者の88.7%を占めています。そのうち、「子ども1人」が最も多く49件(42.6%)で、次いで「子ども2人」が41件(35.7%)となっています。また、「子ども3人以上」は12件(10.4%)です。一方、「なし」は10件(8.7%)となっています。(図16)

図16 子どもの有無<面接相談>



子どもがいる相談者102件のうち、末子の子の年齢は、就学前が51件(50.0%)と最も多く、次いで「義務教育年齢」が28件(27.5%)となっています。また、就学前の子どものうち、「1歳から3歳未満」が23件(22.5%)と最も多くなっています。しかし、一方で末子が成人している相談者も、15件(14.7%)でした。これは、被害者の年代が広範囲におよぶことによるものです。(図17)

図17 末子の年齢<面接相談>



子どもに対する暴力

子どもに対する暴力は、「あり」の合計が 39 件で、精神的暴力が 27 件と最も多くなっています。また「なし」の件数は 49 件であり、子どもがいる相談者 102 件の 48.0%でした。(表 4)

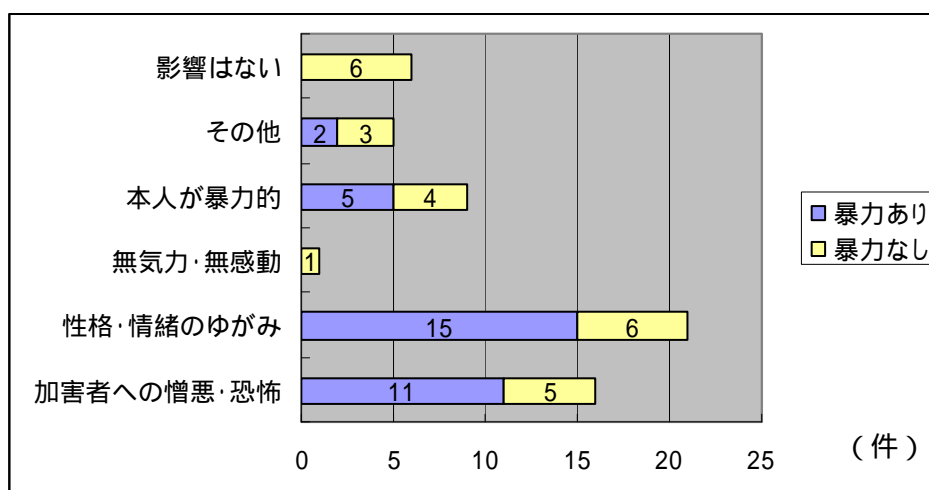
表 4 子どもに対する暴力の有無<面接相談>

あ り (3 9 件)			な し
身体的暴力	精神的暴力	その他	
10 件	27 件	2 件	49 件

子どもへの影響

子どもへの影響を聞いたところ、子どもへの暴力がある家庭では、子どもの「性格・情緒のゆがみ」が 15 件で、子どもへの直接的な「暴力なし」の家庭でも 6 件が同様の状況であり、合計 21 件となっています。さらに「加害者への憎悪・恐怖」が 11 件で、「暴力なし」の場合でも 5 件が影響があるとしていて合計で 16 件となっています。また、「本人が暴力的」も暴力ある・なしをあわせて 9 件となっています。(図 18)

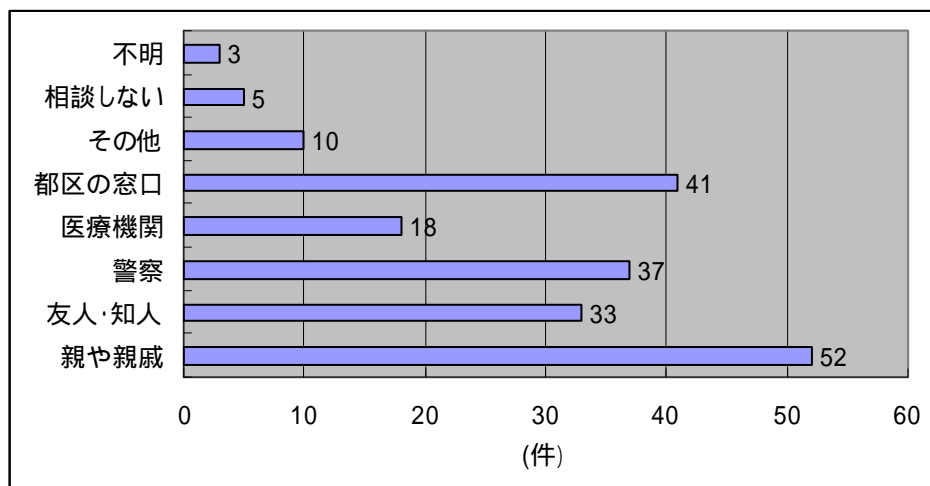
図 18 子どもへの影響(複数回答) <面接相談>



今までに相談した相手

今までに相談した相手は、「親や親戚」が最も多く 52 件で、全相談者数の約半数の 45.2%となっています。次に「都区の窓口」で 41 件、全相談者数の 35.7%となっています。つぎに「警察署」37 件、「友人・知人」33 件となっています。何れかに相談している人が比較的多い一方で、誰にも相談しなかったケースも 5 件ありました。(図 19)

図 19 相談した相手(複数回答) <面接相談>



相談(被害)者が必要とする支援

相談者が必要とする支援は、最も多いのは「情報提供・助言」80件で、全相談者数115件の69.6%となっています。次に「健康に関する支援」32件、「一時保護」「裁判・調停」が28件と続きます。(表5)

表5 被害者が必要とする支援(複数回答) <面接相談>

項目	主な内容	件数
情報提供・助言	相談員による問題整理と必要な情報提供や助言など	80件
住宅確保支援	公営住宅入居、母子施設入所、民間アパート斡旋、身元保証など	16件
一時保護	緊急一時保護	28件
就労支援	ハローワーク等の職業紹介、職業訓練、就職時の身元保証など	6件
経済的支援	生活保護受給、当座の生活資金貸付など	24件
手続きに関する支援	健康保険、年金、住民票のことなど	11件
裁判・調停支援	弁護士の紹介、費用等の補助・立替、保護命令申立関係など	28件
健康に関する支援	心理カウンセリング、医療機関の紹介、費用補助・立替など	32件
子どもに関する支援	子どもの親権、安全確保、学校や保育所に関して、カウンセリング等	24件
相手との対応の支援	相手の追跡や脅しへの対応、警察による防犯指導、同行支援等	13件

3 各機関・団体の取組み状況

区は、被害者とその家族が生活する地域における最も身近な行政主体であり、被害者の継続的な支援にとって重要な役割を担っています。総合福祉事務所、練馬女性センター、子ども家庭支援センター、保健相談所等を中心に東京都配偶者暴力相談支援センター、警察、民間団体などの関係機関と連携して相談や支援を行っています。

(1) 区における取組み

区では、第2次練馬区男女共同参画計画の中で「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を課題として、配偶者からの暴力について実態把握と対策の検討、意識啓発、被害者の相談・支援、関係機関との連携、被害者の保護、加害者の更生についての情報収集など様々な事業に取り組んでいます。

女性に対する暴力は、人権侵害であり、決して許されないものであるとの社会認識と理解を深めるために、区報への啓発記事の掲載や、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、配偶者からの暴力についてパネル展示などの意識啓発を行っています。

ア 被害者に対する相談・支援

総合福祉事務所、練馬女性センター、子ども家庭支援センター、保健相談所その他福祉、保健・医療、就労などの関係する部署がそれぞれ相談や支援に取り組んでいます。

また、東京都配偶者暴力相談支援センター、警察、民間団体などの関係機関と連携して相談や支援を行っています。

イ 総合福祉事務所における取組み

生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援する取り組みを実施しています。

母子自立支援・婦人相談員が配置され、配偶者暴力防止法に基づき、被害者の相談に応じ必要な指導を行うとともに、母子家庭およびこれに準ずる状態にある者の自立支援を図るため、生活相談に応じ、母子家庭自立支援教育訓練給付金や母子福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する相談および支援などを行っています。

また、就業支援専門員は就業に関する相談に応じています。

家庭相談員は、家庭での人間関係の調整や諸々の悩み事に対する助言・指導を行っています。

ウ 練馬女性センター

年末年始を除く毎日、「女性のなんでも相談」の窓口を開いており、相談内容に応じて関係機関の紹介や「女性および母子への暴力に対する専門相談」につなげています。専門相談は、予約制で面接相談を週1回実施し、グループ相談も実施しています。また、関係機関と協力して被害者支援を行っています。

エ 子ども家庭支援センター

児童虐待への対応や子育て相談のなかで配偶者からの暴力が伴っていることを発見する場合も少なくなく、関係機関と連携し被害者の相談、支援を行っています。

オ 保健相談所

精神保健相談や保健師個別相談により、専門医の紹介、保護への支援を行っています。

カ 子どもへの支援

被害者の多くは子どもと一緒に生活しており、保育課、子育て支援課、教育センターにおいて、保育、子育て相談、教育相談などの支援を行っています。また、庁内各部署においても、窓口対応や業務執行に際して、様々な配偶者暴力への相談や支援を行っています。

キ 広聴広報課（練馬区区民相談所・石神井庁舎区民相談室）

法律相談では弁護士が被害者の法律相談について、身の上相談では家庭裁判所の調停委員が被害者の一身上に関する問題について相談を行っています。

ク 住民サービス窓口

窓口関係各課は、被害者に関する情報の保護に努め、住民サービスの提供にあたって弾力的な対応を心がけています。

また、被害者が外国人、障害者、高齢者の場合などは、被害者の立場に配慮して相談や情報提供を行うなどの対応を行っています。

ケ その他

平成14年に練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議を設置し、関係機関の連携確保を図っています。

（2）東京都における取組み

東京都は、平成16年の配偶者暴力防止法の改正を受けて、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、配偶者暴力防止のための取組みを行っています。

なお、東京都の上記計画は、平成21年3月に改定が行われました。

東京都では、配偶者暴力相談支援センターを中心に被害者の相談や一時保護を行っています。この配偶者暴力相談支援センターとしての機能は、現在、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが担っています。

ア 東京ウィメンズプラザ

弁護士・精神科医による専門相談を含め、被害者に対する総合的な相談を実施し、必要に応じて、各種情報提供、助言、関係機関の紹介等を行っています。また、被害者の自立を支援する講座を実施し、自助グループ等の活動を支援しています。また、職務関係者の研修や、関係機関・団体との連絡会議の開催等を行っています。

イ 東京都女性相談センター

一時保護業務のほかに相談業務、医学的・心理学的・職能的な判定を行う業務、婦人保護施設等への入退所の決定、婦人保護施設の運営管理および指導、各種研修等を行っています。

（3）民間団体の取組み

民間団体は、相談、緊急一時保護のための施設の運営、就労支援、自助グループ活動、などさまざまな取組みを行っています。

目標の設定と施策体系

配偶者暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、暴力のない社会の実現に向け社会全体で取り組む必要があります。被害者の支援にあたっては、早期発見と安全の確保、安心できる相談体制、本人の意思を尊重した継続的な自立に向けた支援が求められています。また、関係者の人材育成のための研修、苦情に対する適切な対応、さまざまな関係機関の連携が重要です。

こうした観点から、基本目標を下記のとおり6項目とし、この基本目標のもとに12の施策目標と46の具体的施策を体系化し、基本計画を推進していきます。

1 暴力を未然防止するための啓発の推進

配偶者暴力は、人権の侵害であり、決して許されない行為であることへの理解と認識を深めていく必要があります。このため、広報や啓発活動を推進することおよび学校での人権教育を推進していきます。

2 安心して相談できる体制づくり

配偶者暴力は、外部から発見することが困難な上、被害者もさまざまな理由により相談をためらうことがあるため、被害の拡大を防止するためには、早期に対応する必要があります。このため、職務関係者等からの通報等により被害者を早期に発見するとともに、被害者が相談できる体制を整備していきます。

3 安全確保のための体制整備

被害者の安全の確保のためには、状況に応じて緊急的な対応を講じるとともに被害者が安全に生活できるよう体制を整備していく必要があります。区では、関係機関と連携をとり、被害者対応のための体制を整備していきます。

また、被害者情報については、適正な管理をしていきます。

4 自立のための支援体制の整備

被害者の自立に向け、住宅、就業等に関するさまざまな情報の提供と支援を行います。また、被害者の子どもについては、支援体制を充実していきます。

5 人材の育成と適切な苦情対応

被害者と接する職務関係者に対し、研修等を実施することにより資質の向上と二次的被害の防止を図っていきます。また、苦情に対しては適切な対応を図ります。

6 関係機関との連携強化および施策の推進

被害者の保護および支援のためには、関係機関が相互に連携していく必要があります。このため、被害者支援につき施策を推進するとともに関係機関の連携を強化し、区の体制をより整備・充実していきます。

施策の体系

基本目標

施策目標

具体的施策

1 暴力を未然防止するための啓発の推進

(1) 広報と啓発活動の推進

各種広報媒体を活用した広報の展開
地域、企業、学校、家庭に対する啓発
全国的な運動週間等と連動した集中的な啓発
PRカード等の配布
外国語や点字による啓発

(2) 学校での人権教育の推進

学校における人権教育や男女平等教育の推進

2 安心して相談できる体制づくり

(1) 職務関係者等からの通報による早期発見

区民からの通報
医療関係者からの通報
学校、保育所等からの通報（通告）
民生委員・児童委員、主任児童委員からの通報
保健相談所における早期発見と通報
区の相談窓口等が通報を受けた場合の対応
警察への通報と対応

(2) 被害者の立場に立った相談体制の整備

窓口の手引の作成
各相談窓口の対応、休日、夜間時の対応、連絡体制の整備
外国人、障害者、高齢者などの被害者への対応
相談機関相互の連携の強化
相談窓口の周知
相談環境の安全確保
二次的被害の防止
情報の共有と個人情報保護

基本目標

施策目標

具体的施策

3 安全確保のための体制整備

(1) 被害者の安全確保のための取組強化

安全確保のための対応
東京都配偶者暴力相談支援センター、警察、他自治体等との連携
夜間、休日等の被害者の安全確保保護等の援助要請

(2) 被害者情報の適正な取扱い

被害者情報の適正な取扱い

4 自立のための支援体制の整備

(1) 自立に向けた継続的な支援

被害者に対する適切な情報提供
窓口対応時の配慮等
被害者に対する継続的支援
住宅の確保
就業の支援
身体とこころのケアの支援
被害者が相互にサポートする自助グループへの支援

(2) 子どもへの支援体制の充実

保育、教育等の支援
児童虐待対策との連携

5 人材の育成と適切な苦情対応

(1) 人材の育成の推進

資質向上と二次的被害防止のための研修の実施
相談員のメンタルヘルスケア

(2) 適切な苦情対応

苦情に対する適切、速やかな対応

6 関係機関との連携強化および施策の推進

(1) 関係機関との連携強化

関係機関連絡会議の体制の充実
関連する地域ネットワークの活用
東京都、他区市町村等広域連携の強化
民間団体との連携

(2) 区の体制整備と施策の推進

区の体制整備
配偶者暴力相談支援センター機能の検討
被害者支援に係るボランティアの確保と支援体制づくり
計画の推進と施策の見直し

具体的施策

基本目標 1 暴力を未然防止するための啓発の推進

【現状と課題】

配偶者暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、配偶者暴力は外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすくなります。区における実態調査においては、「なぐる」「ける」などの身体的暴力の結果、全身打撲、骨折などの被害も多く、命が危険な状況も6件ありました。

一方で、被害を受けながら、暴力と気付かない被害者や相談することをためらう配偶者暴力の被害者（以下「被害者」と省略します。）も多くなります。配偶者暴力には身体的暴力のみならず、言葉による場合、心理的・経済的な圧迫、社会的な隔離など精神的な暴力や間接的に子どもに対する暴力行為も含まれるなど、暴力に対する被害者本人の正しい認識と理解が大切です。

また、最近は配偶者間の問題だけではなく、若年層における交際相手からの暴力も発生している現状があります。

このような配偶者暴力を防止するためには、重大な結果を招来する事態に至らないよう防止することと早期発見が重要です。未然防止および予防の視点から、配偶者暴力は、人権侵害であり、決して許されないものであるとの区民の認識と理解を深めることを目指して普及啓発に努める必要があります。また、配偶者暴力の根絶のためには、幼少時から命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を行う必要があります。学校、地域等においても人権や男女平等についての一層の啓発と教育を推進していく必要があります。

施策目標（1） 広報と啓発活動の推進

各種広報媒体を活用した広報の展開

区報、啓発紙、ホームページ、ケーブルテレビ等各種の広報媒体を活用し、配偶者暴力防止の理解を図るため、啓発を行います。

地域、企業、学校、家庭に対する啓発

区報やポスター・パンフレットの作成・配布、講演会等の開催、企業・学校等の団体への資料提供、町会・自治会等へのパンフレット等の回覧等による啓発活動を推進します。

配偶者暴力の防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題につ

いて考える機会を提供する必要があることから、関係機関と連携し、若年層を対象とした啓発活動を推進します。

全国的な運動週間等と連動した集中的な啓発

「男女共同参画週間」(6月23日～6月29日)、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～11月25日)、「人権週間」(12月4日～12月10日)等の期間に、区役所等においてパネル展を実施するなど集中的に啓発を行います。

PRカード等の配布

配偶者暴力の相談窓口を記載したPRカードやパンフレット等を区立施設や区内医療機関等に配布し、被害者が相談しやすいようにします。

外国語や点字による啓発

外国人や障害がある方に対し、外国語や点字の相談窓口を記載したPRカード、パンフレット等を作成し、配布します。

施策目標(2) 学校での人権教育の推進

学校における人権教育や男女平等教育の推進

人権を尊重する社会や男女共同参画社会の実現を妨げる暴力は許されない行為であるとの理解と認識を深めるため、人権教育や男女平等教育を推進します。

基本目標 2 安心して相談できる体制づくり

【現状と課題】

区における実態調査においては、相談相手が「親や親戚」が最も多い結果となっていますが、誰にも相談しなかったケースも5件ありました。内閣府の「男女間における暴力に関する調査（平成17年調査実施）」によると、調査以前の5年間に配偶者からの被害を受けたことがあった人に相談先を聞いたところ、女性の約3割は「友人・知人に相談した」「家族や親戚に相談した」と回答しています。一方、どこにも、誰にも相談しなかった女性は約5割でした。

配偶者暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難な上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等、さまざまな理由から支援を求めることをためらうこともあります。

現在、被害者の相談については、総合福祉事務所、練馬女性センター、保健相談所、人権擁護委員による人権擁護相談、弁護士による法律相談を行っています。また、区役所での土・日・休日区政案内では相談機関の案内をしています。

しかし、休日、夜間時の相談体制、被害者の状況に応じた対応、二次的被害の防止、個人情報保護と関係機関による情報の共有など一層の充実が求められています。練馬区配偶者暴力被害者支援に関する窓口の手引（以下「窓口の手引」と省略します。）の作成や関係機関の連携強化、通報による早期発見体制の整備など、被害者の立場に立った安心して相談できる体制づくりに努める必要があります。

（注）二次的被害：加害者からではなく、被害者が被害の後に公的機関や被害者を取り巻く周囲の人々の言動によってさらに傷つけられることをいいます。

施策目標（1） 職務関係者等からの通報による早期発見

区民からの通報

配偶者暴力に関する理解を深めるとともに、通報先について周知を図っていきます。また、相談先として総合福祉事務所、練馬女性センター等があることを周知します。

（注）被害者を支援するための情報を広く求めるため、配偶者からの身体への暴力を発見した者は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するように努めなければならないとされています。（配偶者暴力防止法第6条第1項）

医療関係者からの通報

医療関係者に対し、配偶者暴力を発見した場合、通報する必要があることを周知し、協力を求めます。

(注1)この場合の通報は、守秘義務違反にはなりません。(配偶者暴力防止法第6条第3項)

なお、通報に当たっては被害者の意思を尊重します。ただし、生命、身体に重大な危機が差し迫っていることが明らかな場合は、本人の同意がなくても積極的に通報する必要があります。

(注2)医療関係者とは、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等を言います。

被害者が自らの意思に基づき相談などの行動を起こせるよう、配偶者暴力相談窓口等を記載したパンフレット・PRカードを作成し、医療機関での配付協力を依頼します。また、医療関係者による被害者に対する情報提供に役立つようにします。

学校、保育所等からの通報（通告）

学校の教職員、児童福祉施設の職員に対し、子どもに関する情報等から配偶者暴力を発見した場合、通報する必要があることを周知し、協力を求めます。

子どもに関する情報から配偶者暴力の発見につながるケースがあるとともに、配偶者暴力のある家庭では、児童虐待を伴う場合が多いことから、その場合には子ども家庭支援センターへ通告することの必要性も周知します。

民生委員・児童委員、主任児童委員からの通報

身近な地域社会の中で被害者発見のため、民生委員・児童委員、主任児童委員に、配偶者暴力相談窓口を記載したPRカード等の情報提供等を行い、被害者発見と通報に役立つようにします。

保健相談所における早期発見と通報

保健相談所で行う乳幼児健康診査、母子訪問指導事業などを通して被害者の早期発見に努めます。

配偶者暴力を発見した場合、通報する等の適正な対応を行います。

被害者が自らの意思に基づき相談などの行動を起こせるよう、配偶者暴力相談窓口等を記載したパンフレット・PRカードを作成して保健相談所で配付できるようにします。また、医療関係者による被害者に対する情報提供に役立つようにします。

区の相談窓口等が通報を受けた場合の対応

被害者の安全確保を第一として、通報者に対し必要な情報を提供するほか、必要に応じて東京都配偶者暴力相談支援センター、警察等の関係機関と連携を取りながら迅速かつ適切な対応に努めます。

被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、東京都配偶者暴力相談

支援センターまたは警察に通報するとともに、総合福祉事務所に連絡し、被害者の緊急時などの対応を行います。

警察への通報と対応

警察官は、通報等により、配偶者暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講じるよう努めます。(配偶者暴力防止法第8条)

警察は、被害者に対して必要な場合、被害を防止するための援助を行います。(同法第8条の2)

施策目標(2) 被害者の立場に立った相談体制の整備

窓口の手引の作成

窓口における被害者への適切な対応のために、通報、相談、支援内容や関係機関に関する事項を整理した窓口の手引を作成して活用していきます。

各相談窓口の対応、休日、夜間時の対応、連絡体制の整備

練馬女性センター

- ・年末年始を除く毎日、「女性のなんでも相談」(平日は午前9時から午後7時まで、祝休日は、午後5時まで)を実施します。相談内容に応じて、同センターの「女性および母子への暴力に対する専門相談」につなげ、また、状況に応じ総合福祉事務所、東京都配偶者暴力相談支援センター等の関係機関を紹介しします。
- ・「女性および母子への暴力に対する専門相談」について平日の相談時間・相談日の拡充や休日・夜間等における相談、緊急時の連絡体制について検討します。
- ・法律相談は、保護命令制度や離婚手続き等についての相談を行います。
- ・「女性および母子への暴力に対する専門相談」や「心の相談」において暴力により身体的な被害を受けた場合も含め心理面でのサポートを行います。

「土・日・休日区政案内」(午前9時から午後5時まで)

配偶者暴力の相談を受けた場合は、関係機関の紹介を行います。また、緊急時においては、警察や東京都配偶者暴力相談支援センターを紹介しします。

区民相談所

区民相談・身の上相談・人権擁護委員による人権擁護相談・弁護士による法律相談を実施しします。

総合福祉事務所

- ・母子自立支援・婦人相談員が、配偶者暴力防止法に基づき、被害者の相談・援助を行います。
- ・家庭相談員は、家庭内外における人間関係をめぐる問題等について専門的に相談、助言、指導を行います。
- ・就労については、就労支援専門員が相談に応じます。

保健相談所

- ・個別相談では保健師により被害者に対し精神的な相談等を行います。また、精神保健相談においては必要な場合には専門医に紹介を行うなど被害者が抱えている問題の整理と自立への支援を行います。

警察署

- ・被害者から相談を受けた場合は、東京都配偶者暴力相談支援センター等の関係機関、警察署長等の援助の制度、保護命令制度などの必要な情報提供を行います。
- ・被害者から相談を受けた場合は、緊急時には110番に通報し、救助をもとめることを案内します。
- ・女性警察職員による相談など被害者が相談しやすい対応に努めます。

休日・夜間の対応

- ・休日、夜間の緊急時の相談については、警察や東京都配偶者暴力相談支援センターで対応していることを周知します。

外国人、障害者、高齢者などの被害者への対応

外国語による相談窓口に関する広報を実施します。

外国人、障害者、高齢者など被害者の立場に配慮し、相談や情報提供などの対応を行います。また、関係部署と連携するように努めます。

外国人、障害者などの被害者支援のため、相談窓口に外国語通訳、手話通訳を確保するように努めます。

相談機関相互の連携の強化

個人情報の保護に配慮しながら各相談機関が相互に連携して相談に必要な情報を共有化できるようにします。

配偶者等暴力防止関係機関連絡会議の専門委員会においては、被害者に関する適切な対応方法について検討するとともに、関係機関との連絡・連携に努めます。

相談機関は、児童虐待に対応する子ども家庭支援センター、高齢者虐待対応の地域包括支援センターと連携を図りながら、被害者に関する情報収集に努め、被害者の相談に応じます。

相談窓口の周知

相談先が分からず被害者が困ることがないように、相談窓口および配偶者暴力に関する情報を広く周知します。

相談窓口の周知方法は、区報、パンフレット、啓発紙、ホームページ、PRカード等により周知します。また、被害者の気が付きやすい場所に、相談窓口を記載したパンフレットやPRカードを配布します。

相談環境の安全確保

配偶者暴力の相談等においては、加害者から相談者に関する情報提供の強要や脅迫等を受ける場合があります。被害者が安心して相談が受けられ、また、相談者の安全が確保されるよう、相談機関における警備体制、施錠・非常ベルなど相談場所の環境整備を行うとともに警察との協力体制を強化します。

二次的被害の防止

被害者は、精神的に不安定な状況にあることも多く、職務関係者や窓口対応にあたる職員の対応によってはさらに被害者の心を傷つけてしまうことがあります。このような二次的被害を防止するため、被害者と応接する職員に対して研修を行い、スキルの向上を図ります。

情報の共有と個人情報保護

被害者に対し実効性のある支援を行うために、個人情報保護に留意するとともに、本人同意を得て関係機関における情報の共有に努めます。

基本目標 3 安全確保のための体制整備

【現状と課題】

配偶者暴力は、ときに被害者の生命に危険が及ぶ場合もあることから緊急に避難させ、安全な場所で保護し、適切な支援を行う必要があります。

被害者には、区の実態調査では約9割の方に子どもがおり、その約5割は就学前の子どもです。さらに、被害者の子どものうち暴力を受けている場合が約4割ありました。被害者が子どもを虐待する場合があります。配偶者に対する暴力は、子どもの目の前で行われる場合等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たります。被害者を配偶者暴力から避難させることは、その子どもの安全を確保することにつながります。

緊急時における被害者の安全確保は、東京都配偶者暴力相談支援センター等により一時保護が行われるまでの間、身近な行政主体である区において対応が求められるところです。区には関係機関との連携を図り、安全確保のための体制を整備に努めることが求められています。

また、区の各窓口で保有する被害者情報に関しては、個人情報保護に留意するとともに、避難した被害者を追及する加害者側に住居情報等が伝わってしまうこと等がないよう被害者情報の適切な取扱いに努める必要があります。

施策目標(1) 被害者の安全確保のための取組強化

安全確保のための対応

被害者の安全を確保するため、東京都配偶者暴力相談支援センター等で一時保護が行われるまでの間、区は緊急時に対応できる施設の確保に努めます。

被害者の親族や支援者等について、その安全確保のため、被害者情報の管理を徹底します。状況に応じ、警察等の相談窓口を紹介するなど必要な対応を行います。

東京都配偶者暴力相談支援センター、警察、他自治体等との連携

区は東京都配偶者暴力相談支援センター、警察、他自治体等と連携し、被害者の安全確保を図ります。

夜間、休日等の被害者の安全確保

夜間、休日における被害者の安全の確保については、警察の相談窓口や東京都配

偶者暴力相談支援センターで対応を行っています。今後とも相談窓口の情報の発信に努めるとともに、それらの機関との関係をより強化します。

被害者の安全の確保のため、区の夜間、休日における緊急時の対応体制については、今後検討します。

保護等の援助要請

練馬女性センターの「女性および母子への暴力に対する専門相談」や総合福祉事務所の「母子・女性相談」などにおいて、被害者に対して保護命令制度について情報提供を行います。

(注) 被害者は、警察署長に対し、被害を防止するための援助を申し出ることができます。

申し出が相当である場合は、被害者周辺の安全確保に必要な援助を受けることができます。

(配偶者暴力防止法第8条の2)

施策目標(2) 被害者情報の適正な取扱い

被害者情報の適正な取扱い

区が保有する被害者情報に関しては、被害者支援のための共通理解に資するものであるため、被害者の了解のもとに必要な範囲で活用するとともに、個人情報の保護に努めます。

学校・保育所等においても、加害者側の追跡が及ばないよう被害者情報の適正な管理・運用に努めます。

住民基本台帳の閲覧等に関しては、被害者を保護する観点から、住民基本台帳法および関連法令、国の基本方針等に基づき取扱います。

選挙管理委員会や国民健康保険、国民年金、介護保険、住民税、児童手当など住基情報に基づき事務の処理を行う部署においては、情報漏えい防止のため情報の管理を徹底します。

外国人登録原票記載事項証明書の請求等に際しては、身分を証明する書類の提示を求めるなど、適法な請求者であることの確認を行います。

基本目標 4 自立のための支援体制の整備

【現状と課題】

被害者の多くは、身体的・精神的に多様な暴力を受けており、暴力の気づき・発見から、問題解決および精神的ダメージからの回復に至るまで長い年月を要しています。

被害者が収入を配偶者に依存していた場合は、経済的な不安を持っていることもあり、また、子どもの安全や保育、就学などに関する不安を抱えています。被害者が自立し、安心して地域で生活しようとする場合の支援内容は、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学など多岐にわたるため、複数の窓口で同一のことを説明することは、被害者に大きな負担となります。被害者が暴力から逃れた後の心のケアも含め、関係機関の一層の連携が求められるところです。

また、被害者には、約9割の方に子どもがおり、その約5割は就学前の子どもです。被害者への直接の支援と並んで、子どもに関する相談、保育、教育等の支援は、被害者の自立のための支援に直結する重要な問題です。

被害者は、暴力の影響により精神的なダメージを受けていることが多く、うつやPTSD等の症状が見られることも稀ではありません。被害者の支援にあたっては、被害の早期発見から被害者や子どもの心のケアなども含め、被害者の状況に応じ、自立に向けた総合的かつ継続的な支援の体制の整備に努めるととともに、被害者の子どもに対する支援については、個々の子どもの状況に応じた継続的なきめ細かな支援を行う必要があります。

(注) PTSD：心的外傷後ストレス障害、通称PTSD (Post-traumatic stress disorder) とは、心に加えられた衝撃的な傷が元となり、後になって様々なストレス障害を引き起こす疾患のことです。

施策目標(1) 自立に向けた継続的な支援

被害者に対する適切な情報提供

相談窓口では、自立支援に係わるさまざまな相談を受けるとともに、各種手続きや自立に向けた情報の提供を行うよう努めます。

適切な窓口案内を行うために、窓口の手引等のマニュアルを作成します。

窓口対応時の配慮等

各窓口で必要な手続きが円滑にできるよう共通帳票の作成を検討します。

他の窓口で手続きを行う場合には、職員が直接案内するように努めます。

被害者が各種の手続きを行う場合、被害状況等の事項を聞き取る場合があるため、受付窓口を一般と別にするなどの配慮するように努めます。

窓口を移動しないで手続きを行えるような受付一元化について検討します。

住民登録地と実際の住所が異なる場合は、各種行政サービスの提供にあたり弾力

的に対応するよう努めます。

被害者に対する継続的支援

被害者の自立支援は、多岐かつ長期にわたるため、その連絡調整は、総合福祉事務所の母子自立支援・婦人相談員、練馬女性センターの相談員等が行うよう努めます。

住宅の確保

都営住宅の入居に際しての、被害者の当選倍率を優遇する制度を紹介します。
住宅に係る各種施策が掲載されたガイドブックを被害者に配布します。
区営住宅募集について周知します。

就業の支援

総合福祉事務所の就労支援専門員による相談や練馬女性センターの「女性および母子への暴力に対する専門相談」において就業相談、職業訓練、職業紹介に関する情報提供を行います。

練馬女性センターでの「女性および母子への暴力に対する専門相談」において、継続的に自立に向けての情報提供・助言を行っていきます。また、自立支援に資するためパソコン講座等を実施します。

身体とこころのケアの支援

カウンセリングなどによるこころのケア

- ・被害者のこころのケアのため、練馬女性センター「女性および母子への暴力に対する専門相談」や「心の相談」で精神面でのカウンセリングを実施します。
また、必要に応じて医療機関や東京都の相談機関を紹介します。

配偶者暴力の被害者は、身体的にも精神的にも傷ついている場合が多く見られます。このため、身体とこころのケアを充実させていくためにも医師会との協力体制を確保するよう努めます。

被害者が相互にサポートする自助グループへの支援

練馬女性センター等では、被害者の自立に向けた自助グループの活動についての情報提供を行います。自助グループの活動に際しては、練馬女性センターを会場とするなどの支援を行います。

施策目標（２） 子どもへの支援体制の充実

保育、教育等の支援

子どもの安全確保のため、区立小・中学校、保育所、区立幼稚園、学童クラブ等への入学、転校、在籍状況等の情報については、加害者に漏えいすることのないよう適正な管理を行います。

子育ての相談については、保健相談所、子ども家庭支援センターなどで対応します。

また、必要に応じて、専門機関等を紹介します。

教育相談については、練馬、光が丘、関の3カ所の教育相談室で、教育・心理・医療分野の専門相談員が、不登校・いじめ・発達など様々な相談に応ずることにより支援します。

総合教育センター内の適応指導教室において、不登校の子どもの学校復帰の支援を行います。

経済的理由により、義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、学校給食費や学用品等の費用の一部について援助を行います。

児童虐待対策との連携

配偶者暴力が行われている家庭では、暴力が子どもにも及ぶことが多く見受けられることや、配偶者への暴力が子どもへの心理的虐待につながることから、子ども家庭支援センターなど児童虐待を取り扱う関係機関と連携して支援を行います。

基本目標 5 人材の育成と適切な苦情対応

【現状と課題】

被害者の保護等に職務上関係する職員は、職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を理解し、被害者の国籍、障害の有無等を問わず、人権の尊重と安全の確保を図る必要があるとともに職務上知り得た情報については、いたずらに外部に漏洩しないよう細心の注意を払う必要があります。

また、被害者が緊急に避難したような場合は、衣・食・住等経済的にも困難な状況にあります。子どもがいる場合は保育や教育等の問題にすぐにでも対応する必要があります。このように、配偶者暴力には複合的な問題が含まれているため、多くの場合一つの機関だけで支援を完結することは困難です。

被害者は、長期間、暴力を受けることにより、精神的にも深い傷を受けることにより、心のバランスを保つことができずに悩んでいる場合もあります。それらのことを理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要です。

さまざまな心のケアを必要とする被害者が、配偶者暴力に対する理解が不足している職員等の不適切な対応によって、さらに被害を受けることもあります。

区は、二次的被害を防止し、本人の意思を尊重した支援を行うため、職務関係者、窓口対応にあたる職員の研修を充実し、資質の向上に努めるとともに、被害者からの苦情を真摯に受けとめ、迅速かつ適切に苦情に対応する仕組みづくりを進める必要があります。

施策目標（1） 人材の育成の推進

資質の向上と二次的被害防止のための研修の実施

被害者と応接する職員に対し、実践的な知識、留意点と関連する法制度の研修を行います。

- ・被害者の精神面等の状況を理解し、適切な対応方法を学び、二次的被害の防止を図ります。
- ・被害者の安全の確保を図るため、被害者等に係る情報の保護について学びます。新任研修等の職層研修時に行う男女共同参画研修の中で、配偶者暴力防止に関する内容をいれた研修を行います。

民生委員・児童委員等の職務関係者に対し、配偶者暴力防止に関する研修会等を行います。

東京都など関係機関が実施する研修に対し、区関係職員等が積極的に参加します。

相談員のメンタルヘルスケア

相談を担当する職員が、被害者と同様な心理状態になる「代理受傷」や、問題解決の困難性から意欲を失う、いわゆる「燃え尽き状態」等を防止するため、情報交換や意見交流も可能な研修を行うなどメンタルヘルスケアに努めます。

施策目標（２） 適切な苦情対応

苦情に対する適切、速やかな対応

相談や支援に係る苦情の申し出を受けた場合には、区所管課は誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理するように努めます。

区では、区政への意見・要望を区民の声窓口で受け付けています。受け付けた意見、要望、苦情については、関係する所管課と相談しながら、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理するよう努めます。

基本目標 6 関係機関との連携強化および施策の推進

【現状と課題】

区は、もっとも身近な相談窓口であり、被害者の自立のために必要な多くのサービスを提供しています。被害者とその家族は、生活する地域社会の中で継続的な支援を受けられることを求めており、地域自治体の役割は大きくなっています。被害者や子どもへの支援には、総合福祉事務所、練馬女性センター、保健相談所、子ども家庭支援センター、東京都配偶者暴力相談支援センター、警察等の公的機関や民間団体が相互に様々にかかわっています。これらの関係機関等の間では有機的な連携がとれた支援が行われていく必要があります。

相談から自立した生活再建にいたるまでの被害者の支援には、多様な関係機関が切れ目なく、総合的に取り組むことが重要です。また、多くの関係機関が連携して、長期にわたり被害者支援に取り組むため、東京都などの行政団体ばかりではなく各民間団体とも連携し、緊密な支援の体制を整備するとともに、地域の支援ネットワークの形成に努める必要があります。

区では、平成14年度に関係機関連絡会議（注）を設置し、配偶者等による暴力の防止、被害者の保護および自立支援に関して区内関係機関、警察、民間団体との連携に努めています。

今後、関係機関連絡会議の体制をより充実し、区内関係機関相互の連携、協力体制を保持するとともに、東京都や関係市区町村や民間団体など、広域的かつ広範な支援を行う連携体制の構築を図り、関係機関との連携強化に努める必要があります。

また、区の相談支援機能を高めるための体制整備に努め、基本計画に基づく施策を着実に推進していく必要があります。

（注）関係機関連絡会議：練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議の略記。委員構成は本計画2頁に記載してあります。

施策目標（1） 関係機関との連携強化

関係機関連絡会議の体制の充実

関係機関連絡会議の運営を通して区内関係機関相互の連携、協力体制の保持を図っていきます。

関係機関連絡会議では、専門委員会および検討部会の構成を充実し、具体的な事案についても個人情報保護に十分留意し、実践的、継続的な協議を行います。

被害者の保護、自立支援を図る上で、民間の団体の理解と協力は極めて重要です。このため、今後は、課題となっている事項等に応じて民間の支援団体をはじめ、人権擁護委員や、歯科医師、民生委員・児童委員等、様々な関連する団体の参加

についても検討していきます。

関連する地域ネットワークの活用

児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や犯罪被害者支援ネットワーク、など配偶者暴力の問題と関連の深い分野において、関係機関のネットワーク化が図られています。これらのネットワークとの連携により、関連施策との連携協力を進めます。

東京都、他区市町村等広域連携の強化

区は、被害者が生活する地域社会の中で適切な保護と支援が行われるよう、東京都配偶者暴力相談支援センター、警察等関係機関と相互に連携を図るよう努めます。

被害者の支援にあたっては、他区市町村との広域的な連携を図る必要があることから、区は、東京都、区市町村、関係機関、関係団体によるネットワークを形成しつつ、相互に有機的な連携がとれる体制の構築に努めます。

民間団体との連携

被害者の保護、支援にあたっては、行政の力だけではなく、民間団体のきめ細やかな支援と協力が欠かせません。被害者支援において幅広い活動を行っている民間団体と、今後とも、一層の連携に向けた取組を進めていきます。

施策目標（２） 区の体制整備と施策の推進

区の体制整備

区における相談支援機能を高めるため、身近な地域でのより充実した第一次的な相談、情報提供、自立生活支援のためのサービスを提供できる体制を整えていくよう努めます。

配偶者暴力相談支援センター機能の検討

配偶者暴力防止に係る施策については、総合的かつ継続的に推進するため、また、被害者の支援に関する連絡調整機能を充実していく必要があります。このため、区では、東京都との役割分担を踏まえ、配偶者暴力相談支援センターに関してその機能とあり方につき検討を行います。

被害者支援に係るボランティアの確保と支援体制づくり

被害者に対するボランティアによる支援体制について検討します。

相談窓口における被害者支援のため、外国語通訳、手話通訳を確保するように努めます。

計画の推進と施策の見直し

関係機関連絡会議において基本計画に基づく施策の進捗状況を管理します。

今後、定期的に被害者の実態調査や相談窓口における被害者情報等の調査を行い、被害者および加害者等に対する施策の見直しを行います。

本基本計画の実施状況については、推進会議および関係機関連絡会議に毎年度報告を行います。

加害者の更生のための指導の方法等についての調査研究、情報収集に努めます。

施策所管課一覧表

基本目標 1 暴力を未然防止するための啓発の推進	
施策目標(1)広報と啓発活動の推進	
具体的施策と主な個別施策（下線は新規施策）	所管課
各種広報媒体を活用した広報の展開 区報、啓発紙、ホームページ、 <u>ケーブルテレビ</u> 等各種広報媒体の活用	人権・男女共同参画課
地域、企業、学校、家庭に対する啓発 ポスター・パンフレットの作成・配布、シンポジウムの開催、 <u>地域における各種団体の研修会・講座等の活用</u> による普及啓発推進 関係機関と連携した若年層に対する啓発活動	人権・男女共同参画課
全国的な運動週間等と連動した集中的な啓発 「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」、「人権週間」などの全国的な運動期間中にパネル展などを実施	人権・男女共同参画課
PRカード等の配布 配偶者暴力相談窓口を記載したPRカード等を医療機関に配布し、被害者に提供	人権・男女共同参画課
外国語や点字による啓発 <u>外国語や点字によるカード、リーフレットの作成</u>	人権・男女共同参画課
施策目標(2)学校での人権教育の推進	
具体的施策と主な個別施策（下線は新規施策）	所管課
学校における人権教育や男女平等教育の推進 暴力は許されない行為であるとの理解と認識を深めるための人権教育や男女平等教育の推進	教育指導課
基本目標 2 安心して相談できる体制づくり	
施策目標(1)職務関係者等からの通報による早期発見	
具体的施策と主な個別施策（下線は新規施策）	所管課
区民からの通報 配偶者からの暴力を発見した場合の通報制度や通報先についての周知	人権・男女共同参画課

医療関係者からの通報 配偶者からの暴力を発見した場合の通報制度や通報先についての周知	人権・男女共同参画課 地域医療課
学校、保育所等からの通報（通告） 学校や保育所職員等が子どもに関する情報から配偶者等暴力を発見した場合の通報と関係機関の連携	人権・男女共同参画課 子育て支援課 保育課、教育指導課 学務課、関係課
民生委員・児童委員、主任児童委員からの通報 配偶者暴力相談窓口を記載したPRカード等を被害者に提供	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所 地域福祉課
保健相談所における早期発見と通報 子どもに関する情報から配偶者等暴力を発見するために連携を強化	保健相談所
区の相談窓口等が通報を受けた場合の対応 東京都配偶者暴力相談センター等との連携 被害が急迫している場合の警察への通報	関係課
警察への通報と対応 通報等による被害の発生防止	関係課
施策目標(2) 被害者の立場に立った相談体制の整備	
具体的施策と主な個別施策（下線は新規施策）	所管課
窓口の手引の作成 <u>窓口の手引の作成</u>	人権・男女共同参画課
各相談窓口の対応、休日、夜間時の対応、連絡体制の整備 練馬女性センターの平日の専門相談の相談時間・相談日の拡充、休日・夜間等における相談、緊急時の連絡体制について検討	人権・男女共同参画課 広聴広報課
外国人、障害者、高齢者などの被害者への対応 <u>外国語による相談窓口の広報</u> 、被害者の状況に応じた対応	人権・男女共同参画課 関係課
相談機関相互の連携の強化 配偶者等暴力防止関係機関連絡会議専門委員会における被害者対応の検討 <u>子ども家庭支援センター、地域包括支援センターとの連携</u>	人権・男女共同参画課 関係課
相談窓口の周知 区報、パンフレット、啓発紙等による相談窓口の周知	人権・男女共同参画課 関係課
相談環境の安全確保 警備体制等の整備、警察との協力体制強化	人権・男女共同参画課 関係課
二次的被害の防止	人権・男女共同参画課

相談員に対する事例の検討や研修によるスキルの向上	関係課
情報の共有と個人情報保護 被害者の個人情報取り扱い	人権・男女共同参画課 関係課
基本目標 3 安全確保のための体制整備	
施策目標(1) 被害者の安全確保のための取組強化	
具体的施策と主な個別施策（下線は新規施策）	所管課
安全確保のための対応 被害者等の安全確保のための対応	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
東京都配偶者暴力相談支援センター、警察、他自治体等との連携 被害者の安全確保のための関係機関との連携	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
夜間、休日等の被害者の安全確保 警察等との協力関係の強化 緊急時の対応体制の検討	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
保護等の援助要請 保護命令制度の情報提供、警察への援助要請	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
施策目標(2) 被害者情報の適正な取扱い	
具体的施策と主な個別施策（下線は新規施策）	所管課
被害者情報の適切な取扱い 住民基本台帳の閲覧等の制限 住民記録、国保、年金、介護等情報の適切な管理 外国人登録原票の適切な管理	戸籍住民課 関係課
基本目標 4 自立のための支援体制の整備	
施策目標(1) 自立に向けた継続的な支援	
具体的施策と主な個別施策（下線は新規施策）	所管課
被害者に対する適切な情報提供 相談窓口における最新情報収集と関係機関への情報提供	関係課
窓口対応時の配慮等 複数窓口利用時の配慮や受付一元化について検討	人権・男女共同参画課 関係課
被害者に対する継続的支援 関係機関の連携による継続的な被害者支援を実施	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所 関係課
住宅の確保 都営住宅の当選倍率優遇制度の周知 「住宅施策ガイドブック」の配布等	住宅課

<p>就業の支援 練馬女性センターの専門相談員等による情報提供</p>	<p>人権・男女共同参画課 総合福祉事務所</p>
<p>身体とこころのケアの支援 カウンセリング等によるこころのケア 医師会との協力体制の確保</p>	<p>人権・男女共同参画課 保健相談所 地域医療課</p>
<p>被害者が相互にサポートする自助グループへの支援 自助グループ活動についての情報提供等</p>	<p>人権・男女共同参画課 総合福祉事務所</p>
<p>施策目標(2)子どもへの支援体制の充実</p>	
<p>具体的施策と主な個別施策（下線は新規施策）</p>	<p>所管課</p>
<p>保育、教育等の支援 子ども家庭支援相談員・保健師などによる相談支援、他の相談 機関紹介 総合教育センターおよび教育相談室における子どもへの支援 給食費等の必要な援助実施</p>	<p>関係課</p>
<p>児童虐待対策との連携 子ども家庭支援センターなど児童虐待を取り扱う関係機関と 連携した支援</p>	<p>子育て支援課 人権・男女共同参画課</p>
<p>基本目標 5 人材の育成と適切な苦情対応</p>	
<p>施策目標(1)人材の育成の推進</p>	
<p>具体的施策と主な個別施策（下線は新規施策）</p>	<p>所管課</p>
<p>資質向上と二次的被害防止のための研修の実施 実践的な知識、法制度等の研修 外部研修への参加</p>	<p>人権・男女共同参画課 総合福祉事務所</p>
<p>相談員のメンタルヘルスケア 相談員の「代理受傷」や「燃え尽き状態」の防止</p>	<p>人権・男女共同参画課 総合福祉事務所</p>
<p>施策目標(2)適切な苦情対応</p>	
<p>具体的施策と主な個別施策（下線は新規施策）</p>	<p>所管課</p>
<p>苦情に対する適切、速やかな対応 所管課および広聴広報課での対応</p>	<p>関係課</p>

基本目標 6 関係機関との連携強化および施策の推進	
施策目標(1)関係機関との連携強化	
具体的施策と主な個別施策（下線は新規施策）	所管課
関係機関連絡会議の体制の充実 <u>配偶者等暴力防止関係機関連絡会議による区内関係機関相互の連携、協力</u> <u>課題により関連する民間団体の参加を検討</u>	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
関連する地域ネットワークの活用 <u>配偶者暴力に関連する分野（児童・犯罪被害者）のネットワークとの連携</u>	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
東京都、他区市町村等広域連携の強化 被害者支援のための広域連携の強化	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
民間団体との連携 民間団体との協力と連携	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
施策目標(2)区の体制整備と施策の推進	
具体的施策と主な個別施策（下線は新規施策）	所管課
区の体制整備 相談、情報提供、自立生活支援のためのサービス提供体制の整備	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
配偶者暴力相談支援センター機能の検討 <u>配偶者暴力相談支援センター機能、在り方の検討</u>	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
被害者支援に係るボランティアの確保と支援体制づくり <u>被害者のボランティアによる支援体制の検討</u> <u>外国語及び手話通訳の確保</u>	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
計画の推進と施策の見直し <u>施策の進捗管理</u> <u>配偶者暴力の実態把握と施策への反映</u>	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所

参 考 資 料

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・・・・・・・・・・ 4 8
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に
関する基本的な方針（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 9
- 3 練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議設置要綱・・・・・・・・・・ 6 6
- 4 練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画策定の経過・・・・・・・・ 7 1

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正:平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条 第五条)

第三章 被害者の保護(第六条 第九条の二)

第四章 保護命令(第十条 第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条 第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行

う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危

害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的しゅう羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該

配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する

必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)と同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた

日時が最も遅い(配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する

必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法

等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及

び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成十六年法律第六十四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成十九年法律第百十三号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する
基本的な方針(概要)**

平成20年1月11日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、平成16年5月には、法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成19年7月に法改正が行われ、平成20年1月11日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1)基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

(2)都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1)通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は

警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、

適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底

することが必要である。

(3)生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4)就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5)住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6)医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7)年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8)子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9)その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することが必要である。

る。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

(設置)

第1条 練馬区における配偶者等による暴力に係る問題について、関係機関の連携を確保することにより、被害の防止、被害者の円滑な保護および自立支援を図ることを目的とし、練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)の規定に基づき、配偶者等による暴力の防止、被害者の保護および自立支援に関して協議する。

(構成)

第3条 連絡会議は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。

(連絡会議)

第4条 会長は連絡会議を招集し、これを主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 会長は必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求め、発言させることができる。

(専門委員会)

第6条 連絡会議に専門委員会を置く。

2 専門委員会は、つぎに掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係機関間における定期的な情報交換
- (2) 担当職員の職務能力の向上を図り専門知識を習得する機会の提供
- (3) 配慮を要する被害者に関する内容についての具体的な検討

3 専門委員会は、別表第2に掲げる機関の職員から当該機関の長が指名した専門委員をもって構成する。

4 専門委員会に専門委員長を置き、練馬区総務部人権・男女共同参画課長をもって充てる。

5 専門委員長は会を招集し、運営し、および会の経過または結果を連絡会議に報告する。

6 専門委員長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 第2項第3号の場合において、総合福祉事務所、保健相談所および警察署の各機関については、所定地域を管轄する機関の専門委員を招集するものとする。

(検討部会)

第7条 連絡会議に必要に応じて検討部会を置く。

2 検討部会は、連絡会議から付議された事項について調査・検討する。

3 検討部会は、連絡会議に属する関係機関のうちから、会長が別に指定した機関に属す

る者をもって構成する。

- 4 検討部会に検討部会長を置き、練馬区総務部人権・男女共同参画課長をもって充てる。
- 5 検討部会長は会を招集し、運営し、および会の経過または結果を連絡会議に報告する。
- 6 検討部会長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 連絡会議、専門委員会および検討部会の庶務は、練馬区総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成14年2月22日から施行する。

付 則(平成14年3月22日 練総女発第74号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成18年5月12日 18練総人第107号)

この要綱は、平成18年5月12日から施行する。

付 則(平成19年10月1日 19練総人第471号)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則(平成20年5月8日 20練総人第82号)

この要綱は、平成20年5月8日から施行する。

付 則(平成20年9月18日 20練総人第344号)

この要綱は、平成20年9月18日から施行する。

別表第1（第3条関係）

会長	練馬区総務部長
副会長	練馬区健康福祉事業本部福祉部長
委員	練馬区総務部人権・男女共同参画課長
〃	練馬区区民生活事業本部区民部戸籍住民課長
〃	練馬区区民生活事業本部区民部税務課長
〃	練馬区区民生活事業本部区民部国保年金課長
〃	練馬区健康福祉事業本部福祉部総合福祉事務所の代表所長
〃	練馬区健康福祉事業本部健康部健康推進課長
〃	練馬区健康福祉事業本部児童青少年部子育て支援課長
〃	練馬区健康福祉事業本部児童青少年部計画調整担当課長
〃	練馬区健康福祉事業本部児童青少年部保育課長
〃	練馬区教育委員会事務局学校教育部学務課長
〃	練馬区教育委員会事務局学校教育部教育指導課長
〃	警視庁練馬警察署生活安全課長
〃	警視庁光が丘警察署生活安全課長
〃	警視庁石神井警察署生活安全課長
〃	練馬区女性および母子緊急一時保護指定施設長
〃	医師
〃	弁護士

別表第2（第6条第3項関係）

専門委員の 属する機関	練馬区総務部人権・男女共同参画課
〃	練馬区健康福祉事業本部福祉部練馬総合福祉事務所
〃	練馬区健康福祉事業本部福祉部光が丘総合福祉事務所
〃	練馬区健康福祉事業本部福祉部石神井総合福祉事務所
〃	練馬区健康福祉事業本部福祉部大泉総合福祉事務所
〃	練馬区健康福祉事業本部健康部豊玉保健相談所
〃	練馬区健康福祉事業本部健康部北保健相談所
〃	練馬区健康福祉事業本部健康部光が丘保健相談所
〃	練馬区健康福祉事業本部健康部石神井保健相談所
〃	練馬区健康福祉事業本部健康部大泉保健相談所
〃	練馬区健康福祉事業本部健康部関保健相談所
〃	警視庁練馬警察署生活安全課
〃	警視庁光が丘警察署生活安全課
〃	警視庁石神井警察署生活安全課
〃	練馬区女性および母子緊急一時保護指定施設

第7条関係

区分	練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議検討部会名簿(20年度)
会長	総務部 人権・男女共同参画課長
副会長	福祉部 光が丘総合福祉事務所長
委員	区長室 広聴広報課 相談主査
委員	企画部 情報政策課 住民情報係長
委員	総務部 人権・男女共同参画課 女性センター 事業係長
委員	区民部 戸籍住民課 住民記録係
委員	区民部 戸籍住民課 住民記録係
委員	区民部 戸籍住民課 戸籍第一係
委員	区民部 戸籍住民課 外国人登録係長
委員	区民部 税務課 管理係長
委員	区民部 国保年金課 こくほ資格係長
委員	福祉部 光が丘総合福祉事務所 相談係長
委員	福祉部 光が丘総合福祉事務所 相談係
委員	健康部 健康推進課 計画係長
委員	健康部 地域医療課 管理係
委員	健康部 光が丘保健相談所 地域保健係長
委員	児童青少年部 子育て支援課 児童手当係長
委員	児童青少年部 子育て支援課 子ども育成係長
委員	児童青少年部 子育て支援課 練馬子ども家庭支援センター主査
委員	児童青少年部 計画調整担当課 ひとり親施策計画主査
委員	児童青少年部 保育課 管理係長
委員	児童青少年部 保育課 入園相談係長
委員	学校教育部 学務課 管理係
委員	学校教育部 学務課 学事係
委員	学校教育部 教育指導課 指導主事

練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画策定の経過

練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議、同専門委員会、同検討部会では、標記計画について下記のとおり検討を行いました。そして、検討の各段階において、練馬区男女共同施策推進会議に報告を行うとともに、その意見を反映するようにいたしました。

また、この基本計画は、計画素案について練馬区議会企画総務委員会へ報告するとともに、練馬区男女共同参画推進懇談会および区民意見反映制度による区民意見もいただき、まとめたものです。

開催日	区 分	内容と検討回数
平成 20 年 4 月 22 日	練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議	基本計画策定の開始
平成 20 年 5 月 12 日	専門委員会	配偶者暴力被害者実態調査実施
平成 20 年 5 月 29 日	検討部会	基本計画(骨子案)の検討(1)
平成 20 年 6 月 16 日	練馬区男女共同参画施策推進会議	基本計画策定の開始報告
平成 20 年 7 月 25 日	検討部会	基本計画(骨子案)の検討(2)
平成 20 年 9 月 16 日	検討部会	基本計画(骨子案)の検討(3)
平成 20 年 9 月 22 日	練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議	検討部会から基本計画(骨子案)の報告と検討(1)
平成 20 年 10 月 29 日	検討部会	基本計画(骨子案)の検討(4)
平成 20 年 11 月 4 日	専門委員会	配偶者暴力被害者の実態調査中間のまとめ
平成 20 年 12 月 15 日	検討部会	基本計画(中間のまとめ案)の検討(5)
平成 20 年 12 月 18 日	練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議	検討部会から基本計画(中間のまとめ案)の報告と検討(2)
平成 21 年 1 月 9 日	練馬区男女共同参画施策推進会議	連絡会議から基本計画(中間のまとめ案)の報告と検討(1)
平成 21 年 1 月 28 日	練馬区男女共同参画推進懇談会	基本計画(素案)への意見照会
平成 21 年 2 月 4 日	検討部会	基本計画(案)の検討(6)
平成 21 年 2 月 26 日	検討部会	基本計画(案)の検討(7)
平成 21 年 3 月 2 日	練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議	検討部会から基本計画(案)の報告と検討(3)
平成 21 年 3 月 5 日	練馬区男女共同参画施策推進会議	連絡会議から基本計画(案)の報告と検討(2)

(注) 練馬区男女共同参画推進懇談会:学識経験者、男女共同参画に関する団体等の推薦する者、一般公募による者(合計20名)で組織されています。

その役割は、練馬区における男女共同参画社会の形成を図るため、練馬区男女共同参画計画等に関することについて検討し、区長に報告することです。

練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画

発行 練馬区総務部人権・男女共同参画課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

TEL 03-5984-4518 (直通)

FAX 03-3993-1195

電子メールアドレス jinkendanjo@city.nerima.tokyo.jp

区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/>